

発信者情報開示の 法制度上・実務上の限界

by 小倉秀夫

ネット上の紛争は
当事者間で解決

紛争を当事者間で
解決するには、
場が必要

「場」の要件

- 当事者が逃げられない。
- 決裂しても、第三者が判断
- 結論には強制力

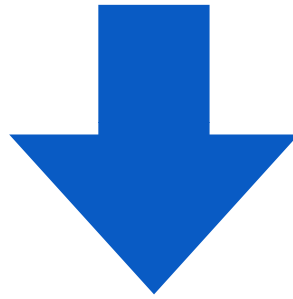
訴訟

OR

(強制参加型の)ADR

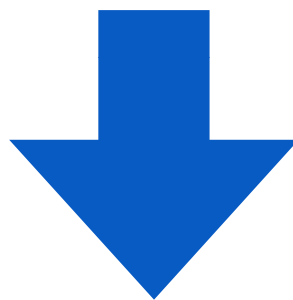
Domain紛争以外では、
そのようなADRはないし、
作る機運もない。

「訴訟による解決」



最大の障壁は、
「被告の特定」

プロバイダ責任制限法 4条の出来の悪さ



現実に合わせて
改正する意思の欠如

開示主体の問題

開示請求訴訟 の裁判管轄

特に
外国企業が相手方の場合、
深刻

民事訴訟法 5 条1項9号でいける？

不法行為に関する訴え



不法行為があった地

開示客体の問題

Whois protect serviceの 利用者

ドメイン名取得代行業者への、
実質的なドメイン保有者情報開示請求

ブログ開設者

違法情報を含むエントリーについては
アクセスログが残っていない場合に問題

電子メールの発信者

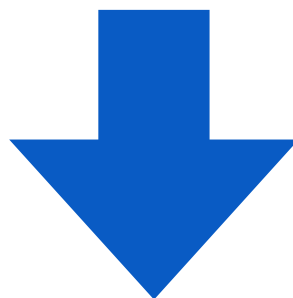
メールマガジン等不特定人に送信される場合
ターゲットの職場・学校等にデマメールが送信される場合

端末の実際の利用者 に関する情報

インターネットカフェの場合
家庭内で複数人が同一の端末を利用している場合

開示主体が
保有している情報

コンテンツプロバイダが、
利用者の氏名・住所等
を把握しようとするしない



2段階の発信者情報開示が必要

コンテンツプロバイダが
把握しているIPアドレス等
の正確性

匿名Proxy經由

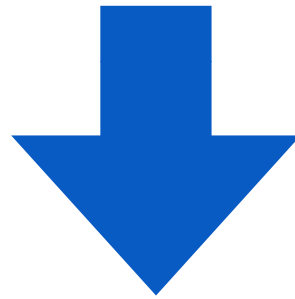
遠隔操作

アクセスプロバイダ側の 把握する発信者情報の問題

アクセスログの保管期間

アクセスログの保管義務
すら法定できず

被告の特定に失敗



被害者の泣き寝入り

この現実を放置することは、
「法の支配」の放棄

「裁判を受ける権利」
の侵害ですらある。

では、どうすれば？

この状況を改善できるのは、
コンテンツ／アクセス
プロバイダのみ

しかし、
プロバイダ側に、
現状改善のインセンティブは
ない

むしろ、
被害者に泣き寝入り
をしてもらった方が、
プロバイダ的には
利益に繋がる。

であれば、
インセンティブ構造を
変えればよくないだろうか

発信者情報を
開示しない/できない
場合には、
損害賠償を
プロバイダに肩代わり
させるべきではないか？

Whois Protect Service等のAnonymity
Providerにも、
発信者情報を
開示しない/できない場合には、
連帯責任を負わせればよいのでは？

「立証責任の転換」等の
問題を生じない！

プロバイダは、
肩代わりした賠償金を、
発信者に求償すれば足りる。

求償金の支払いを
確保することは
プロバイダにとっては
比較的容易

発信者情報開示請求を
受けたときに、
アクセスプロバイダを経由する
などして
発信者に通知する義務を課し

摘示事実の特定や、
裏付け資料の提出などの
機会を発信者に認めれば、
手続保障としては
十分ではないか？